

## ビスマルクと七五年危機

長, 壽吉

<https://doi.org/10.15017/2341023>

---

出版情報 : 史淵. 16, pp.1-22, 1937-07-05. 九州帝国大学法文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# ビスマルクと七五年危機

長 壽 吉

一

一八七五年四月十一日、ビスマルクはポスト新聞記事の問題に關して、やゝ不謹慎なる言明をなした。曰く、(ルチウス・フォン・バルハウゼン)「ビスマルクの思出。」(一八七五年項)①

「余にとりては、この記事が、むしろ政府に關係なき民間新聞に掲げられた方が、好ましいことであつた。然し何時か好機會に於て、目下の混亂せる事態の上に、正確にして明白なる強光線が投ぜられることは、必要缺くべからざるところである。戰爭の起るか否かなどは、話しにはならぬことである。」

この語を記した書の著者バルハウゼンは、謂ふまでもなく、七五年危機に對するビスマルクの無關與を述べ、またこの際のビスマルクの方策が、平和維持を疑はざるものであつたこと、言ひ換れば、ローンまたはモルトケ等の軍務者の所謂「防止戰爭」策には、ビスマルクの意見が一致するところなかつたことを傍證しやうとしてゐる。故に、この言明につゞくビスマルクの數十言、則ちプロイセン僧職等の共同聲明

に關するものを、更に記した後に、著者は、「平和的結末」を疑はざるビスマルクの意向は、前記の言明に徴して明らかに識りうべきものがあるとしてゐるのである。

然し斯る觀察は、實は餘りに平凡な、そして常套語の「ビスマルク平和政策」の強調の、一端に過ぎない。それが平和政策であれ同盟政策であれ、新教政策であれ國民自由派政策であれ、これらビスマルク政策の性質を決定しやうとするものよりは、吾々の關心は、一八七五年四月十一日言明について、その内容を解析して、七五年危機と稱せられる事實、即ち今日尙その真相を審らかにし得ざる事實を中心として、その前後に亘つてビスマルクの採りたる方策の意義を推定し、これを以つて、一面に於てはその稚拙にして狡黠なるもの、他面に於いては、その焦慮苦心の深きこと彼の所謂、「水車輪が頭中に同轉する如き感」(ボシంగా『覺書』)②ありしことを、知る上にある。

この言明のうちには、第一に、ポスト新聞記事が他の民間新聞に掲げられたる方を喜ぶところのビスマルクの意向に参照されるべき、彼と同記事の筆者コンスタンチン・ロエスラアとの關係が考へられる。第二に、とにかく同記事の掲載を、實際上必要としたるビスマルクの意向が考へられる。同記事が七五年危機を生ずる重要な一因となりしことを、ビスマルクが豫想したか否かは不詳であるとしても、とにかく彼の目的とするところと同記事の結果とは、必しも合致しないものでなかつたことが考へられる。第三に同言明の時には、同記事(四月八日)の反響が相當に危機を生じゐたる時であつたことに参照して、紛糾を豫め防がんとする意をビスマルクが有したためであると考へられる外に、同記事を必要なりとするビス



マルクの意は、「戦争の起るなどは話しにならぬ」と云ふことに於て、他の目的をも併せて包含したものであることが考へられる。

さて七五年危機の一因となつたポスト新聞記事の梗概を見るに先だち、こゝにこの言明に次ぐピスマルクの數十言を記して、後の説明の端緒としやう。(バルハウゼン前掲同書同頁。)曰く、

「貴下は今日の官報紙上に於て、プロイセン僧職等の、その頗る横着なる共同聲明を見たであらう。吾等はこれに對し、第十五、第十六、第十八各條の停止を以て答へんとす。フアルクは餘り緩徐に、且つ怯懦に進行しつゝある。吾等は今や卒直の方途をとらざるべからず。則ち事件の上に、曲るか折れるかを決定する時である。」

この頗る横着なる聲明と云ふのは、同年春フライブルグに於ける舊教徒大會が、基本的希望として、宗教界の全部に於ける事項の完全自由を述べたることであり、第十五條以下各條とは、一八五〇年一月三十一日法令第十五條(教團及教育の自由特許)、第十六條(教團の法王廳との交渉認可)、第十八條(任職權の特許)を、一八七三年四月五日修正して教會教育を否認し、第十六條第十八條は大略そのまゝとしたるものを謂ふのである。これが停止されるといふ意は、既に文化闘争に於ける教會教育權の停止の外に、教團組成・法王廳との關係及び任職權にも、國家の制限の力の加はることを謂ふのである。

一八七五年四月八日のポスト新聞は、「戦争は目前にありや」と題する、頗る聳動的なる一文(バルハウゼン同書附録、ホールフェルド文書集第一卷)④を掲載した。筆者は名を匿したが、後にコンスタンチ



ン・ロエスラアの著すところであることが知られた。ロエスラアは史家にしてヘーゲル哲學の信奉者であるが、寧ろ文筆家として知られ、官營新聞に屢々政府意見を敷衍した人である。

「數週日間以來、政治地平線は暗雲を以て蓋はれてゐる。先づ佛蘭西は多數の馬匹の購入を行ひ、獨逸政府はこれに對し、輸出禁止を行はざるを得ざるに至つた。(中略)。この際、四月五日ケルン新聞に掲げられたるウイン書翰は、現狀を概括して、これを極めて眞實に報道したが、之に従へば、佛蘭西の軍制改革は、その改革の終るをまつて間も無く戰爭を開始せんとする用意である。オルレアン派と共和派との共同は、復讐戰爭の直接の準備である。墺國に於ては、アンドラツシイ伯は勿論獨逸との同盟を主張するとは言へ、軍隊及び宮廷に於ける強勢なる黨派、殊に高級僧侶等は、佛蘭西と結んで復讐戰爭を起さんとしてゐる。この黨派によつて、墺帝のヴェネチヤ旅行を利用して伊太利政府の意向を探知し、法王の援護の下に、果して三國共同して獨逸に敵對する政策の可能を試みられつゝある。(中略)。戰爭は眼前にありやと云ふことに應へて、吾等は答へねばならぬ。即ち戰爭は眼前にある。少くとも暗雲がたゞよふことは否定し得ぬと云ふ事である。墺國の教會至上主義者等の陰謀が、果してアンドラツシイを倒しうるや否やは疑問である。云々。(中略)。伊太利に於ては、大部分の人々の意中には、法王位は國民的仇敵でもあり又國民的誇示でもある。もし國民的國家を防ぐることなくして、法王位が國民の誇示となるならば、伊太利人の熱望は滿されうるであらう。とは謂へ、法王權勢は根本に於て、伊太利高貴僧の世界制覇そのものに外ならぬ。云々。」

ポスト新聞の「戦争眼前にあり」の記事は、佛蘭西の軍備擴張を指摘するに始まり、「復讐戦争」の計畫を明示し、これを通じて佛蘭西と奥太利との接近を告げ、更に教會至上主義者の運動によりて伊太利の加盟を説き、戦争正に近きにありとしてその危険を強調し、之に對する獨逸の對策を勸説しつつ、殊に多くの語を法王權勢の世界制覇と、教會至上主義者と舊教敎職とが、獨逸に對して陰謀をもつことを論じたものであつた。この記事は、所謂七五年危機と云ふ國際紛糾の一原因としての意義よりは、實は却つてこの反教會言論の意義の上に、重要な注意をなすべきところが多い。又この記事には寧ろ反教會言論の方が多く述べられてゐるのである。然し一般に「戦争眼前にあり」記事（“Krieg in Sicht”-Artikel）と稱せられて、その七五年危機に對する關係のみが多く説かれてゐる。

## 二

七五年危機の原因、内容及びその結末に關しては、今日に於て尙詳ならざるものが多い。少くとも吾々がもち得る文献を通じては、詳にし得ざるところが甚多い。「獨逸外交文書集成」並びに「佛蘭西外交文書集成」④の、各々に於ける記録、又その記録の比較は、特に諒解を齎すに至らず。諸覺書の如き、或はビスマルク『思慮と追憶』は、參考するに足らざる程區々であり、當然にこれらに参照されるべきビスマルクの對英國政策は、ベツカアとラフアアルとの論争⑤を解決すべき、有力なる史料を得るに至らざれば、明かならず。この一面を解決するに至つて始めて、七五年危機の真相を識りうるものと考へられる。



ヘルマン・オンケン『舊新中部歐洲論』⑥に掲げたる、ドストイェヴスキの所謂「獨逸政策の秘密」は、當にこの七五年危機に關して、形容すべき語たることを思はしめる。

ドオデの『一八七三年乃至九三年佛露同盟外交史』⑦、第三章「一八七五年の危機」(“L'Alliance de 1873”)は、この場合に於て、最もよく比較的明白に、七五年危機の真相を吾等に知らしめ、且つ最もよくビスマルク政策の然かあるべきところを察せしめ、しかも亦よく一部獨逸史家例へばオンケンの如きが、解説を行はざるもしかその當然を指示するところの、七五年危機の原因、その動機、そのビスマルク策の方途目的等に合致して、觀察しうるところのものを知らしめるものである。今こゝに専らこのドオデの説くところに従ひて、本論文に必要な程度に於ける、七五年危機の事實を記すこととせしやう。

「一八七九年ファイガロ新聞紙上に、はじめて詳細な七五年危機の記事が掲げられたが、その筆者はこのドオデその人であつた。ポスト新聞上の當時の「戦争眼前にあり」の記事は、實にコンスタンチン・ロエスラの曲筆に成るものであり、或はむしろ之をビスマルクの「文筆の傭兵隊長」の作であると云ふべきものである。同年春ラドウィッツは露西亞に使節として、ゴルチャコフに「眼を開きて世上を見よ」と勸告し、對佛蘭西共同行動を提議したが、獨逸及びビスマルクは、後に之を以つてラドウィッツの私案なりとして否定した。當時露帝は佛蘭西使節ルフロ將軍に語つて曰く、「余の信するところを以てせば、獨逸は容易に干戈をとり得るものにあらず。ビスマルクは彼の權勢を確立するために、拙劣なる方法を用ふ。彼は只想象的危険の配列を以て、この方法を必要とする者である。然るに獨逸帝は決意的に之に反對し、



皇太子亦同様である云々」と。

「七五年危機の紛糾に際し、巴里にある獨逸使節ホーヘンローエは外務長官ドカアスに面接して歸國の意を告げ、この歸國が兩國の不和となる恐れあることを附言し、且つ佛蘭西の軍備擴張は獨逸を脅すこと多大なりとした。之に對しドカアスは、この言を公的のものとして聽き得ざる旨を以て答へたが、間もなくして露西亞使節オルロフはドカアスに面會して、獨逸軍もし進撃せば佛蘭西は如何にこれと戦ふかと、問ひたるに答へて、ドカアスは、萬一その事起らば佛蘭西軍はロアル河まで退却して、巴里を敵手に委し、唯列國の調停をまつのみであるとされた。オルロフは直ちに電報を以て、これを露帝に通告した。」

「危機益々明かなるを見て、露西亞は軍事協定を獨逸との間に有する故に、平和維持に盡力し、英國王ヴィクトリヤも親書を以て獨逸帝に警告した。五月十一日露西亞・獨逸兩帝はベルリンに會合し、平和維持を誓約し、即日ゴルチャコフは在外使臣等に、平和確立の旨を電報した。五月十二日駐英國露西亞使節シユヅロフは、ベルリンより英國に歸任し、佛蘭西使節ガヴァールに語つて曰く、「ビスマルク及びモルトケの理論は、眞の侵略者は攻撃を始めるものでなく戦争を必要ならしむるものであると云ふ事である」と。斯くの如くして七五年危機は、ビスマルクの指示によりてポスト紙の記事に始まり、平地に波瀾を生じて國際紛糾の問題となり、辛うじて事無きを得たるものである。」

このドオデの記文により、且ビスマルク自ら不謹慎にも、「政府に關係なき民間新聞に掲げられたるを好む」と云つた事により、且又「必要なる強光線」の言によりて、ポスト新聞記事は何等かの關係を、「文

筆の傭兵隊長」を通じて、ビスマルクにもつことが想定される。ロエスラーはビスマルクの「文筆の傭兵隊長」たることは、これを以てのみならず、他の場合に照して疑ひ得ざるところである。『文化闘争史』<sup>⑧</sup>の著者キスリングはハンス・ブルムの生涯記を例證して、「ロエスラーが直接にビスマルクから、その指示をうけた事は何人も知るところである。」と言つてゐる。(同書第一卷)

従つて七五年危機にビスマルク政策の關係する事は、容易に吾々の想定しうるところであり、たとへその原動にあらずとするも、しかもその促進であつたことは疑ふの餘地がない。事件の後ビスマルクが「防戦戦争」の責任を回避し、危機發生の責任をゴルチャコフに嫁したることに就ては、「帝國建設後のビスマルク外交策」<sup>⑨</sup>の著者ハンス・ブレエン、即ち恐らく最も誇張してビスマルク政策を謳歌したるブレエンも、稍々周章してその非を難するものを反駁しつゝ、しかもビスマルクが、ゴルチャコフと伯林駐在佛蘭西使節ゴントオピロンとが合議したることを、否定してゐる。獨逸史家は或はドカアスの陰謀に原因するとし、或はゴルチャコフ責任ありとし、或は佛蘭西の「復讐戦争」を論じ、或は舊教徒が獨逸に對する「包圍政策」を企劃したるに始るとも云ふ。之に對シラヴィスははじめエドモン・イボオ「第三共和國外交史」<sup>⑩</sup>等は、悉くビスマルクの佛蘭西孤立策を説いてゐる。

その責任の如何にかゝはらず、七五年危機がビスマルク方策に由る關係は、ドオデの記文を以て、殊にそのうちにある露西亞帝の言、しかも獨逸宮廷の意見とビスマルク意見との齟齬を以て、更に獨逸使節ホーエンローエの異常なる言動を以て、其他同記文の諸事項を以て、これを疑ふの餘地を残すを許さない。



獨逸史家のうちヘルマン・オンケンは實にこの事を肯定してゐるのである。曰く、「一八七五年の危機なるもの、それはビスマルクに由つて、列強の最後の意向に對する一つの搜出 (Sonderung) のために、誘致されたものは、彼に徹底的の確定的判明を齎したものである」と。(前掲同書) ⑩

平和の攪亂者たることを強調し、戦争眼前に在りとして、佛蘭西の孤立を急ぐための「帝國宰相の輕業藝」としては、七五年のそれは餘りに危険なる曲藝であつたことが考へられる。何故に彼がこの危険を敢てして、「搜出」の目的を達せんとしたか。それは帝國建設以後に、露西亞を釣る竹竿に併せて英國を釣るものを並べた彼の外交策、及び一八七五年末ロタル・ブウヘルをして私かに同盟案を英國政府に提言せしめたることの前後の關係を以てするのみでは、これを解釋すべく、餘りに複雑であることが考へられる。嘗て、「外交策は唯單にプロイセン王權を強化する手段に過ぎない。外國に於ける政治上の變革は、何等問題とならぬ。唯何政體でもプロイセンに有利か否かが問題である」(オンケン前掲書脚註)と稱したビスマルクが、マクマオン政權を排斥し、復讐戰爭を培ふ共和派を聲援して、運命的な「國民自由黨に對する連續秋波を送る」(ローン將軍「備忘録」⑪)ことを續けてまで、佛蘭西軍備に對する「防止戦争」説を援護する、危険を冒したことは何故であつたか。

「戦争の起るか否かなどは、話しにはならぬ」と云つた彼の言は、當然に平和維持の信念とのみに解釋すべからざること明白である。又一戰を賭して或は開戦を脅かして、佛蘭西軍備を抑制し、佛蘭西に對する包圍政策を企劃したものと解釋することも、尙未だ充分でない。當初から彼は戦争を豫想してはゐるな



つた。従つてポスト新聞記事が、かほどまでの國際問題を紛糾するとは、恐らく彼の意外とするところであつたらうと思はれる。彼自ら稱した帝國宰相の曲藝、また露西亞帝の所謂拙劣なる方法は、實は巧妙に似て稚拙なものであつた。それは搜出の目的を他に有して、しかもそれを重要なものとして、更に對外策を併せたる目的とする一石二鳥の方策、恐らくは困惑のうちから生じた實際に拙劣なる、また餘りに細工し過ぎたる方策であつた。この方策のうちから、ラヴィスの所謂ビスマルクの一蹶が生じて、爾後の半世紀に影響した。

### 三

さきに記したるビスマルクの言にして、バルハウゼンに語つたものの二節は、同刻の言明として、決して別々に離して觀るべきものにあらざることが考へられるのである。まづ五七年危機に關する、ポスト紙記事に就いての意見を述べ、語を繼ぎて俯職の聲明に對する意見を述べたるこの言明のうちには、五七年危機と對教會政策とが、何等かの連絡を有するものであることを、吾々をして省察せしむるに充分なるものがある。詳言すれば、戰爭を豫想せず、又戰爭とは無關與にして問題とならず、「話しにはならぬ」事にして、しかも之れに「強光線を投げ」て、鮮明にすべき必要ありとされるところの「混亂せる事態」と「横着なる聲明」を生じたものにして、「曲るか折れるか」の、「卒直なる方途」を要する事態とは、決して無關聯には存在し得なかつたことである。

この省察を端緒として、吾々は直ちにさきに記したるポスト紙記事の内容の重要な部分、即ち「獨逸に對する三國共同の計畫」、「教會至上主義者等の陰謀」、及び「伊太利高僧の世界制覇」を想起し、「ビスマルクの文筆の傭兵隊長」たるコンスタンチン・ロエスラアを考へ、更に同年及びその前年一八七四年に於ける、史家ハインリヒ・フォン・ジイベルの無節制なる「獨逸同盟」運動、また多くの學者の「ローマ進軍」を考へ、更に又獨逸駐在佛蘭西使節ゴントオ・ピロンに想到し、猶又一八七五年四月二十二日法令、同年五月三十一日法令、及び同年六月十八日法令等所謂「五月法令」の一端、並びにその前後に互れるビスマルク宗教政策と、その失敗の焦慮困惑とを考へ得るのである。

伊太利高僧の世界制覇を目的として、教會至上主義者の陰謀と稱せられるものが、埃太利・伊太利・佛蘭西三國共同を以つて、獨逸に對抗せんとしたか否か。その事實の存否を探究せんとするが如きは、むしろ徒勞に類する史實探索である。唯斯くの如き包圍政策の存在を、假りにも想定するところの事態の存在したことを知ること、並びにこの想定を生ずる心理を窺知することが、吾等にとりて必要とされる。七五年危機の觀察と、これとビスマルクとの關係の觀察とは、この事は缺く可からざるもの、或は少くも看過し得ざるものであることを考へねばならぬ。

これらの觀察には、まづビスマルクの前掲の言明、即ち僧職聲明に對する彼の方策として、「吾等はこれに對し、第十五、第十六、第十八條の停止を以て答へんとす」とあるものが、何を意味し、如何に處理され、又それが七五年危機との關係の上に何を吾等に示すかを知ることが、捷徑と考へられる、則ち之を



以つて吾々は、側面から舊教徒の陰謀と稱せられるもの及び對獨逸包圍政策としての三國共同計畫なるものが、ビスマルクの「想定的危険の配列」に存在したものと想定され、又文化闘争者が殊にロエスラアのポスト記事が、これを指示したものと想定されることに、到達しうるのである。

一八七三年四月五日の修正に於て教會の教育の自由特許が削除されたるもの、即ち「五月法令」の一端に於ても、「上長」即ち羅馬法王廳との交渉は、獨逸舊教僧職に許されてゐた。一八五〇年一月三十一日の宗教法令（ミルプト『法王教會史文書集』<sup>⑩</sup>）のうち、教育及び教育施設に關するものは、文化闘争の趣旨に従つて、フアルク博士の案に由つて嚴密なる國家監視の下に置かれることとなつた。獨逸國民的統一を主旨とする帝國の核心たるプロイセンに於て、その一種の統制を目的とする限りに於て觀察されたる文化闘争の上からは、教團及教團教育の國家管理は、おのづからその然るべき所以を解釋せしむるに難からざるものがあると謂はれる。然るに、一八七五年四月二十二日以降の法令（キスリング前掲同書）<sup>⑪</sup>を見るときは、如何にそれが峻嚴にして強壓的であるか、寧ろ國家管理の限度を超して、教團及び僧職に強制して従順服従を要求し、恰かも彼等教團及び僧職等のビスマルクの所謂「頗る横着なる聲明」に、報復するが如きものあるかを思はしめる。

しかも特に爰に吾々の省察、即ち七五年危機と文化闘争時期に於けるビスマルク心情の省察の上に、參照されうるものは、第十六條、即ち教團及僧職の上長との交渉許可の條項を削除して、彼等をして全く外界との關係を絶たしめんとしたもので、翻つてそれは、所謂「陰謀」と「包圍政策」との肯定を反映する



が如く見るものがあることである。

「國家の法令を遵奉すべき義務あることを、政府に對して書面を以つて表明すべし。」

「若しこの誓約に反し、或は誓約を怠りたるものは、國家の定むる處刑に依つて、その地位その職務より罷免さるゝものとす。云々」

と云ふものは、一八七五年四月二十二日、即ち七五年危機の時またポスト紙記事の日の、後少時の法令である。

「舊教僧團或はこれに類する教團は、設立するを許さず。現存のものは、この法令發布の日の以後に於て、新團員の加入することを禁ず。これら舊教僧團及教團は、六個月以内に解散するを要す。これらのうち、専ら醫療に従事するもののみは存立を許す。云々」

と云ふものは、五月法令の一部にして、僧團及教團の解散に關するもの、一八七五年五月三十一日の法令である。そして遂に一八七五年六月十八日の法令、「一八五〇年一月三十一日の法令中第十五條第十六條及び第十八條に關する法令」に於ては、唯一個條として、

「一八五〇年一月三十一日法令中、第十五條、第十六條、及第十八條はこれを削除す。」

とある。この第十六條は前述の如く、宗教界の諸職諸機關が上長に對し、交渉を有することの特許を與へたるものである。

宗教諸職が國民たることを確認し、彼等の團體が世俗人團體と等しく、國法の定むるところの結社たる

ことを確認し、加ふるに教團の手より教育の自由を奪つて、國家の定むる施設に由る國民教育を興すこととせば、それらは既に充分に、「文化鬭争」の目的に沿ふに至るものである。フアルク博士の立法の意も畢竟は文教及信仰儀禮の國家管理以外には出なかつたものである。況して國法遵奉の誓約を書面を以て行はしむるところの強制に出づれば、文化鬭争の意義はこゝに全からんとしてゐるのである。何故に一切の教團を舊教徒の上のみ禁じて、新教徒に及ばず。更に何故に國立教會設立の不可能なること明らかなるにも拘はらず、總ての僧職をして上長との交渉を絶たしめんとしたか。

プロイセン王室の新教的傾向は、決してビスマルクをしてかくの如き程度にまで、宗教政策の百尺竿頭に更に一步を進めしめたる理由とはなり得ない。國王とビスマルクとの意見の不一致は、内治外交のみならず、宗教政策に於ても存在した。またエクレジア・ミリタンスの確信のみが、ビスマルクをして中央黨並びにその他凡ゆる舊教關係を、惡みても尙余ありとする感傷に出でしめたものでもなかつた。

「今こそ余は、實に後悔す。かの法令に署名する前に、まづ一度眼を通すべきであつた。確かにその中には、余が削除すべき多くの愚劣な個所があつたのである。」(フォン・フリーセン『備忘録』第三卷) ⑬と云ふ一國首相としては未曾有の無責任を暴露したる、單なる遁辭に過ぎぬものを、五月法令に就いてビスマルクが言明したのは、一八七四年四月、即ち七五年危機の一年前であつた。彼が夙に「少しづつのカノツサ行き」を覺悟せざるを得なかつたのは、これら強制法の以前である。この遁辭を以て見ても打算に明白なる彼が、その一層の困惑を知りつゝ、尙かつ前進せんとしたと見るならば、それは他面徹底したる



理想を追ふところの彼の性格に由るものと、解釋する外無しとされ得るかはかられない。

ベルリンに於ける露西亞・獨逸兩帝の會見に次ぎて、ゴルチャコフが在外使臣に電報を以て、平和回復を報じたのは前掲ドオデの記文に據れば、一八七五年五月十一日である。之を以つて七五年危機の暗雲は開けて、ビスマルクが責任をゴルチャコフの術策に歸せんとし、或はゴルチャコフと佛蘭西使節ゴントオ・ピロンとの會談より生じたる、陰謀包圍政策の企劃に歸せんとしたのは、舊教々團の一切を禁じたる五月三十一日法令の以前である。宗教政策の失敗と外交政策の蹉跎との困惑は、この法令の周圍の事態であつた。「横着なる聲明」に報復するの意は、こゝに考へられる。而して第十六條の停止は、七五年危機の由來の上に参照される。詳言せば、七五年危機は第十六條の停止を通じて、ビスマルクの政策の上に關聯を生じ來る。

#### 四

ビスマルク『思慮と追憶』<sup>⑩</sup> 第二卷第二十六章は、「陰謀」と題して、アルニムがビスマルク追出しの陰謀をしたと云ふことから、佛蘭西教會勢力の反獨逸陰謀、佛蘭西使節ゴントオピロンの陰謀、及びブロイセン宮廷との關係を記してゐる。この一章は恐らくこの書中の、最も暗鬱な部分である。

「フランクフルト和約の後の佛蘭西に、舊教的黨派が王政なり共和政なり、いづれの形に於ても勢力を振ふたならば、戰爭を防止することは恐らく不可能であつたらう。然らば、墮太利と佛蘭西とは、共通



の舊教的地磬の上に結合して、獨逸に反抗することはあり勝ちである。その上事實上、國民的感情よりは信教的感情の強いものが、獨逸や伊太利にも少くないから、それらはこの舊教の共同を強化し、勢づけたことが想定される。」「佛蘭西に舊教化した王朝が再興されたならば、埃太利と共同して復讐戦争を試みるに至ることは、著しく早く起つたらう。故に余はこの王朝再興に反對し、且この思想をもつ正統主義者に敵對した。この對抗は個人關係的に、當時の佛蘭西使節ゴントオピロン、及當時巴里駐在の我國使節ハリイ・アルニムの上に、尖鋭となつたのである。』

『思慮と追憶』には、ゴントオピロンとプロイセン宮廷ことにアウグスタ后との關係、及びゴントオピロンの推擧したるオウギユスト・ジェラアルのプロイセン宮廷に於ける信賴を非難し、更に「ゴントオの活躍は單にベルリンに限られない。彼は一八七五年ペテルスブルグに至り、ゴルチャコフと離れ業を試みた」とし、七五年危機について詳説し、「ゴルチャコフの自己のみの感情」を説き、ゴントオピロンがそれを陰密の間に輔佐した事を説いてゐる。

ゴントオピロンとゴルチャコフとの七五年危機に關する連絡については、ブレエン前掲書の如きものさへ、宰相の誤解であるとしてゐるから、概してこゝには吾々の注意をひく處とならない。唯前記の一節は既述したところ、即ち「舊教的地磬上の結合」、「信教的感情の強いもの」、「舊教化したる王朝」、「復讐戦争」と「正統主義者」の語句が、参照されるところに於て、多くの省察の端緒となる。

一八七五年五月即ち危機問題の當時に於て、ラドウイツツはゴントオピロンに、獨逸は佛蘭西を以つて

復讐戦争を用意するものであると見ると語つた。この事はアフトオ『近代佛蘭西史』<sup>⑩</sup>に記されてある。

「結局政治的にも、理論的にも、亦宗教的に於てすらも、この結論は正當であり、又かゝる懸念が獨逸を支配するもやむを得ない。」

このラドウィツツの言の「宗教的に於てすらも」は、前記のビスマルク記文の意を補ふものである。

ゴントオピロンの覺書「獨逸に於ける余の使命」<sup>⑪</sup>二卷は、こゝに参照し得ざるを憾とするが、幸にその摘記<sup>⑫</sup>を見るときは、彼とビスマルクとの所謂「對抗の個人關係的尖銳」は、佛蘭西に於ける正統主義傾向の復活、その中に而してその根據に、舊教勢力の擡頭あるものの上に存する事が窺はれる。即ちチェールの退職、マクオン政權の擴大、シャンポール伯の王位復辟、白旗問題、更にプロリイ侯のゴントオピロンの上に有する指示、凡てこれらの舊教的正統主義運動これである。而してこれら凡ては、所謂陰謀、ゴルチャコフとゴントオピロンとの離れ業、猶又ロエスラアのポスト紙記事等に参照される。コントオピロン曰く、(略意)

「ビスマルクの希望は、終始佛蘭西に共和政の存立する事で、それは佛蘭西に分裂を保ち、恢復を妨ぐるものと考へられた。チェールはこの意圖を成就するに、役立つ人であつた。ビスマルクは勿論保守的共和政を希望した。彼に従へば、それは表面頗る好都合で、その實不可缺に佛蘭西を弱くするに役立つものである。」「獨逸に於ては、佛蘭西の過激主義が防止されるのを喜ぶ。然し又、佛蘭西の恢復が長引くのを欲する。その再興を望まない。これは特にビスマルク公の意向に於て然りである。彼の剛腹な同



時に又怜悯な心は、吾等の恢復を妨げるあらゆる機会を捉へることを忘れない。云々」

「正統主義的にして教會至上主義的なる佛蘭西使節」として、ゴントオピロンを非難し、そのベルリン駐在をビスマルクが嫌つたことは、ホーヘンローエ『備忘録』に記されてある。<sup>②①</sup> キスリング『文化闘争史』はこれを援用して、ビスマルクがこの使節を排斥するに凡ゆる手段を盡したとし、遂には皇后アウグスタがゴントオピロンを庇護することを、國家のために危難を加ふるものであるとまで言明したとしてゐる。<sup>②②</sup> 因みに皇后アウグスタが佛蘭西文化を慕ひ、ビスマルク方策に常に反對してゐたことは、ジェアラ『覺書』<sup>②③</sup> に審に記されてある。

ゴントオピロンの意見は、必しも初めからビスマルクが佛蘭西に對して抱懷した政策の全部ではなかつたらうと思はれる。思慮深き彼が、一向に佛蘭西の孤弱のみを以つて、國際の勢力均衡を看過しうるとは考へられない。殊にゴントオピロンに對して當初から不信をもち排斥を事とした事はない。チェーブルがゴントオピロンを戦後最初の使節として獨逸に派遣したのは、ゴントオピロンが正統主義者であること云ふ理由によるもので、之を以つてよくビスマルクの意を得べしとしたのであつた。この事は諸書に記すところであり、且殊に戦後まづ獨逸に派遣されたる、ガブリヤクの著書『露西亞及び獨逸に於ける外交備忘録』<sup>②④</sup> のうちに窺はれる。ビスマルクはガブリヤクを訪問して、厚くその功勞を謝し、鄭重に二國關係の戦後の好状態にガブリヤクの努力を乞ふた。ゴントオピロンは就任後ガブリヤクに書簡を送り(同書)ビスマルクが等しくゴントオピロンに向つて、殷勤に二國關係の改善を希望し、殊に「チェール退職の後

に於て」これを希望し、「二つの暴風雨の間に而してその間好晴の天の陽光に由りて」これを言ひうるを喜ぶとしたことが記された。

蓋し一般的に七〇年戦前の關係を、余りに大きく且つ余りに長く獨逸佛蘭西の上に考へ及ぼすことは、簡易にして却つて周到ならざるものがある。延てこの觀察を以て、ビスマルク政策を一貫して觀んとすることは、概括の弊に陥つて却つてその精細を識り得ざるものとなるのである。ゴントオピロンの記文その他が、多かれ少かれこの觀察を誘ふところの傾向を有してゐることは、吾々の注意して讀むべきところである。かくの如くして、こゝに一八七三年十二月、ビスマルクがゴントオピロンに語りたるものが注意される。即ちさきのガブリヤク著書中に掲げたるゴントオピロン書簡の時日の後凡そ一年、恰かも文化闘争の紛糾時に於けるものである。(ドビドウル『舊教々會と國家』<sup>②</sup>)

ドビドウルの記すところに由れば、舊教的正統主義者のうちにゴントオピロンが數へられる。そしてオレルアン僧正デユパルルウ即ち文化闘争に於てウイントホルストに呼應したる人も、この中に加はる。獨逸に於ける舊教僧に對し佛蘭西僧正等は聲援して、あくまで五月法に反抗すべしとした。プロイイ伯はこの形勢を憂へ、回文書を發して、一八七三年十二月僧正等を警告し、國際關係上の考量を促した。ビスマルクはこれを以つて不満とし、憤慨してゴントオピロンに語つて曰く、

「事件は我が國にとりて安危の問題である。我が國に於て、帝國に於て、今や反逆が教唆される。然り。權勢を得たる僧職派が獨逸に對し、迫害されたる教會の名に於て戰を宣告するに先だちて、吾等は貴國



に對し、戰を宣告することに余義なくされるであらう。」

前掲ゴントオピロンの記文に、「あらゆる機會を捉へることを忘れない」ものは、文化鬭争の時期に於て種々なる試み、殊に巧妙な搜出に於て行はれてゐた。このビスマルクの語も亦、そのうちに屬するものと考へられる。そしてこの語は、ポスト紙記事及び七五年危機の前兆として、上述の「思慮と追憶」の記文及びラドウイツツの語を参照することから認められるものである。ロesslerが一八七一年以來「文筆上の傭兵隊長」として、グレンツポルテン紙に屢々述べたるもの、即ち佛・埃・獨三國關係に由つて獨逸に於ける宗教政策を動かすこと、又或は、獨逸に於ける宗教政策に由つて三國關係を動かすこと、兩者相互照應の意（キスリンク『文化鬭争史』第一卷）<sup>20</sup>はこの前兆のまた前兆であると思得るのである。實にゴントオピロンが正統主義にして教會至上主義的である故に排斥されたのも、この兩者相互照應の間の事實である。少しづつのカノツサ行きは、實は「搜出」の外交上に於ける結果の影響に出づるものと考へられる。

「ビスマルクと七五年危機」は、謂ふまでもなく、文化鬭争を主とする宗教政治關係の上よりのみ觀るべからざるものであるとは謂へ、それは充分に照應されて觀察さるべきものである。文化鬭争に國民自由黨の關係、黨派政策及び社會民主黨の關係が参照されうると同様に、七五年危機には文化鬭争を反映してゐる。ビスマルクにとりては、その宗教政策の失敗の困惑のうちに於て、ポスト紙記事を「必要」とし、「強光線」とし、「戰爭眼前に在り」を通じて、實に一石二鳥の搜出を試みねばならなかつた。それはオ

ンケンの如く、單に國際關係の上のみ限らるべきものではなかつた。

果してこの搜出によりて、オンケンの言ふ如く、「徹底的なる確定的判明」を舊教教會及び僧職、並びに中央黨の上に齎し得たか否かは、今こゝに知る事を得ない。唯、ラヴィス「佛蘭西史」及びエドモン・イボウ「第三共和政外交史」に、七五年危機の結果に就いて、ビスマルク政策の挫折、その權威の失墜、従つてその國際關係上の劃期的なる衰退を説くものが、ビスマルク宗教政策の根本的なる失敗の結果と等しく、承認されうるならば、七五年危機は實に「ビスマルク時代」を意外に短日月間に限定したものの、帝國宰相の生涯は頗る短く、僅に十有余年に限られるものと見られるであらう。

- 1) Lucius von Ballhausen, Bismarck-Prinnerungen. Stutt, 1920, pp. 71—72
- 2) H. von Poschinger, Bismarck Portefeuille. Berl, 1899, 4. p. 156.
- 3) Ballhausen, *ibid.* p. 531 ff. Anlagen 3.; Hohlfeld, *Deut. Geschichte in Dokumenten.* 1. p. 126.
- 4) Die Grosse Politik der europ. Kabinette. Bd. 1, Kap. 7.; Documents diplomatiques francais. t. 1.
- 5) Otto Becker, Bismarcks Bindnispolitik. 1923, Felix Reichl, Deutschland und Weltpolitik. Bd. 1. 1923.
- 6) Hermann Oncken, Das alte und neue Mitteleuropa. 1917.
- 7) Ernest Daudet, Histoire diplomatique de l'Alliance franco-russe, 1873—93. 1894. chap. 3.
- 8) Joh. B. Kissling, *Gesch. des Kulturkampfes im Deutschen Reich*, 1911. Bd. 1. p. 371.
- 9) Hans Plehn, Bismarcks Auswärtige Politik nach der Reichsgründung. 1920
- 10) Edmon Hippeau, *Hist. diplomatique de la Troisième République*, 1870—89, 1889.
- 11) H. Oncken, *ibid.* p. 12.



- 12) A. von Reon, Denkwerdigkeiten. Breslau, 1897.
- 13) C. Mirbt, Quellen zur Gesch. des Papsttums und des roemischen Katholizismus. pp. 444—445.
- 14) Kissling, ibidem. Anhang.
- 15) von Friessen, Erinnerungen. Bd. 3. p. 284
- 16) Bismarck, Gedanken und Erinnerungen. Stutt. 1898. 26. Kap. "Intrigen." 2. p. 169 et seq.
- 17) Gabr. Hanotaux, Hist. de la France contemporaine. III. p. 248.
- 18) le comte de Contaut-Biron, Mon ambassade en Allemagne. Par. 1907.
- 19) Jacques Bainville, Bismarck. p. 99. ff. Les souvenirs de M. de Contaut-Biron et sa mission à Berlin. Par. 1932.
- 20) Chlodwig zu Hohenlohe-Schillingherst, Denkwerdigkeiten. Stutt. 1907. Bd. 2. pp. 155—156.
- 21) Kissling, ibid. Bd. 3. p. 163.
- 22) Auguste Gérard, memoires. Par. 1928. p. 36. et seq.
- 23) le marquis de Gabriac, Souvenirs diplomatiques de Russie et d'Allemagne, 1870—72. Par. 1896. p. 187.
- 24) A. Debidour, L'Eglise catholique et l'Etat. Par. 1906. pp. 119—120.
- 25) Kissling, ibid. Bd. I. p. 372.